

指名停止措置業者一覧表（令和８年９月９日現在）

業 者 名	住 所	期 間	備 考
丸石設備工業株式会社	今治市中寺１００５番１	R8. 9. 7 ～ R8. 11. 6	同社と同社の責任技術者は、令和８年５月30日に市内民間工事において排水設備等の計画の確認を受けていない工事を施工したことにより、令和８年９月３日、今治市下水道条例等に基づき、今治市から６か月間の下水道排水設備等指定工事店の指定の効力の一時停止処分を受け、同社の責任技術者は、６か月間の下水道排水設備等工事責任技術者の業務の効力の一時停止処分を受けた。 また、同社は、令和８年４月１日に市内民間工事において給水装置工事申込書を提出しないで工事を行った。なお、現地調査により道路掘削許可・道路使用許可を受けずに工事を施工したことが判明した。このことにより、令和８年９月３日、水道法等に基づき、今治市から６か月間の今治市指定給水装置工事事業者の指定の停止処分及び過料を科する処分を受けた。